

お知らせ

平成30年7月2日

県道 飯田高原中村線 法面崩壊箇所の通行規制について

平成28年の梅雨前線豪雨の影響により発生した、県道飯田高原中村線の法面崩壊箇所において、平成28年10月に全面通行止めを片側交互通行に切り替えています。

なお、異常気象時には下記のとおり**一時全面通行止め**とすることがありますのでお知らせします。

1. 通行規制箇所



2. 異常気象時の通行規制

法面崩壊箇所の復旧工事を継続して行うため、下記の状況となった場合は、安全確保のため、**一時全面通行止め**とします。

大雨、暴風、地震などの影響により、道路管理者が危険と判断した場合

※一時全面通行止め区間は、別紙のとおり

県道飯田高原中村線 大雨・地震時の迂回路図

